

名古屋市公報	令和 5年 3月23日 第195号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例 (上下水・調査課) (第5号) 8 ○ 名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第6号) 9 ○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第7号) 11 ○ 道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第8号) 13 ○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第9号) 15 ○ 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第10号) 17	
規 則 ○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則等の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第15号) 18 ○ 名古屋市浄化槽法等施行細則及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第16号) 20 ○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第17号) 22 ○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第18号) 23 ○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則等を廃止する規則 (健福・総務課) (第19号) 28	
告 示 ○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について (緑土・都市農業課) (第132号) 30 ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第133号) 32 ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第134号) 33 ○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第135号) 34 ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第136号) 53 ○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (財政・固定資産税課) (第137号) 54	

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第138号)	55
○ 名古屋市臨海部防災区域建築条例第 6条の規定に基づく市長が指定する区域について	(住都・建築指導課)	(第139号)	56
○ 名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則第 2条第 1号に規定する港区のうち市長が定める区域	(住都・建築指導課)	(第140号)	57
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第141号)	58
○ 道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について	(緑土・道路管理課)	(第142号)	59
○ 換地処分通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課)	(第143号)	61
○ 名古屋都市計画区域区分の変更	(住都・都市計画課)	(第144号)	62
○ 名古屋都市計画用途地域の変更	(住都・都市計画課)	(第145号)	63
○ 名古屋都市計画高度地区の変更	(住都・都市計画課)	(第146号)	64
○ 名古屋都市計画特定街区の変更	(住都・都市計画課)	(第147号)	65
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更	(住都・都市計画課)	(第148号)	66
○ 名古屋都市計画臨港地区の変更	(住都・都市計画課)	(第149号)	67
○ 名古屋都市計画緑化地域の変更	(住都・都市計画課)	(第150号)	68
○ 名古屋都市計画道路の変更	(住都・街路計画課)	(第151号)	69
○ 名古屋市中村スポーツセンター及び中スポーツセンターの臨時休館について	(ス市・スポーツ施設室)	(第152号)	70

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市博物館の臨時休館について	(第4号)	71
○ 教育委員会定例会の開催について	(第5号)	72

農 業 委 員 会 告 示

○ 農業委員会会長を代理する者について	(第1号)	74
---------------------	-------	----

消 防 局 告 示

○ 名古屋市消防局告示の一部改正について	(第4号)	75
----------------------	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正	(第7号)	77
○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第8号)	81
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第9号)	93

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	95
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	98
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	101

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（第 5号）

1 改正内容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
（第 4条及び第14条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例（第 6号）

1 改正内容

消防長の名称変更に伴い、規定の整理を行います。

(1) 名古屋市消防表彰条例の規定の整理を行います。（第 1条、第 3条、第 5条及び第 8条関係）

(2) 火災予防条例の規定の整理を行います。（第 5条、第14条、第14条の 2、第21条、第22条の 2、第23条、第27条、第28条、第36条の 7、第43条の 3、第56条、第64条の 7、第64条の 9、第64条の10、第71条、第71条の 2及び第72条の 2関係）

2 関係条例の整理等

消防長の名称変更に伴い、名古屋市交通安全対策会議条例（昭和45年名古屋市条例第63号）、名古屋市防災会議条例（昭和48年名古屋市条例第25号）及び名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第 7号）

1 改正内容

名古屋市立丸の内小学校の新設に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（第 8号）

1 改正内容

歩行者利便増進道路の規定を新設します。（第45条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例（第 9号）

1 改正内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4年法律第76号）による児童福祉法（昭和22年法律第 164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（第10号）

1 改正内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3条第 2項及び第 4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則等の一部を改正する規則（第15号）

- 1 改正内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第76号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。

- 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市浄化槽法等施行細則及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第16号）

- 1 改正内容

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3年環境省令第 2号）の施行等に伴い、規定を整備します。

- 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則（第17号）

- 1 改正内容

看護第一学科及び看護第二学科において、令和 4年度以降に入学する学生の募集を停止したことに伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

- 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第18号）

- 1 改正内容

(1) 駐車場（鶴舞公園）の供用時間及び料金等の変更を行います。（別表第 1、別表第 2 1 及び別表第 3 関係）

(2) 指定有料公園施設の早朝及び薄暮の使用料の額の改定等を行います。（別表第 2 2 関係）

2 施行期日等

(1) 令和 5 年 6 月 1 日から施行します。ただし、指定有料公園施設の使用に係る手続に関する規定は公布の日から、別表第 2 2 条例別表第 2 備考第 3 号による指定有料公園施設の使用料の表の改正規定は同年 4 月 1 日から施行します。

(2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

○ 名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則等を廃止する規則（第19号）

1 廃止内容

名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則（令和 3 年名古屋市規則第52号）等を廃止します。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5 号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同意書」の次に「又は民法（明治29年法律第89号）第 213 条の 2 第 3 項の規定による通知に関する報告書」を加える。

第14条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、民法第 213 条の 2 第 3 項の規定による通知をした者については、この限りでない。

第14条第 2 項中「によって承諾した」を「の規定により承諾し、又は通知を受けた」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 6号

名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例

(名古屋市消防表彰条例の一部改正)

第 1条 名古屋市消防表彰条例（昭和23年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 1条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1号中「警戒防禦」を「警戒及び防御」に改める。

(火災予防条例の一部改正)

第 2条 火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第64条の 7中「次の各号」を「次」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(名古屋市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 2 名古屋市交通安全対策会議条例（昭和45年名古屋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 7号を次のように改める。

(7) 名古屋市消防局長

(名古屋市防災会議条例の一部改正)

- 3 名古屋市防災会議条例（昭和38年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 6号中「消防長」を「消防局長」に改める。

(名古屋市地震災害警戒本部条例の一部改正)

- 4 名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 6号中「消防長」を「消防局長」に改める。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 1基本消防団の表中

「	名古屋市名城 消防団	名古屋市立名城小学校の通学区域一円	25人	を
	名古屋市御園 消防団	名古屋市立御園小学校の通学区域一円	25人	
」				

名古屋市名城 消防団	名古屋市立丸の内小学校に統合される直前 の名古屋市立名城小学校の通学区域一円	25人	に
名古屋市御園 消防団	名古屋市立丸の内小学校に統合される直前 の名古屋市立御園小学校の通学区域一円	25人	

改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8 号

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第107号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「第19条第 1項第 1号」を「第19条第 1号」に、「同項第 2号」を「同条第 2号」に改め、同条第 2項中「第19条第 1項第 3号」を「第19条第 3号」に改める。

(名古屋市地域療育センター条例の一部改正)

第 2条 名古屋市地域療育センター条例（平成 5年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例（平成30年名古屋市条例第 8号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表附則第 7項の項中「附則第 7項」を「附則第 8項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則等の一部
を改正する規則

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1項第 2号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 4中「次の各号」を「次」に改め、同条第 3号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（平成18年名古屋市規則第 151号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市浄化槽法等施行細則及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市浄化槽法等施行細則及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市浄化槽法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第 115号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第19号様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3年環境省令第 2号）別記様式」に改める。

第19号様式を削る。

(名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第 4号様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令

和 3年環境省令第 2号) 別記様式」に改める。

第15条第 2項中「第 5号様式」を「第 4号様式」に改める。

第 4号様式を削り、第 5号様式を第 4号様式とする。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則

名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 3条の表看護第一学科の項中「80人」を「40人」に改め、同表看護第二学科の項中「 120人」を「80人」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

駐車場（鶴舞公園）	1 月 4 日から12月28日まで		午前 8 時45分から 午後 9 時30分まで
-----------	-------------------	--	----------------------------

」

を

「

駐車場（鶴舞公園）	1月4日から12月28日まで		午前0時から午後12時まで。ただし、入庫の取扱い時間は、午前4時30分から午後12時までとする。
-----------	----------------	--	--

」

に改める。

別表第2 1 駐車場の使用料の表中

「

名城公園	1台1回	
白川公園		大型自動車 600円
鶴舞公園		普通自動車 180円
若宮大通公園		自動二輪車及び 原動機付自転車 100円

」

を

「

名城公園	1台1回 大型自動車 600円 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円
白川公園	1台1回 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円
鶴舞公園	1台1回 大型自動車 600円 普通自動車 200円
若宮大通公園	1台1回 大型自動車 600円 普通自動車 180円 自動二輪車及び 原動機付自転車 100円

」

に改め、同表備考ただし書中「する」を「し、鶴舞公園において普通自動車を駐車させる場合で、午前9時から午後5時までの間（駐車の開始時から30分までごとに区分した場合における各区分に係る駐車時間のうち、午前9時の前後にまたがるものを除く。）の金額が1,400円を超えるときは、平日（土曜日、日曜日及び祝日法による休日以外の日をいう。）である場合に限り、その時間帯の金額は1,400円とする」に改める。

別表第2 2 条例別表第2 備考第3号による指定有料公園施設の使用料の表を次のように改める。

2 条例別表第2備考第3号による指定有料公園施設の使用料

指定有料公園施設の名称	区分	使用料の額（1回）		
		春期及び秋期	夏期	冬期
陸上競技場	早朝	1,100 円	1,600 円	600 円
	薄暮	800 円	1,600 円	
野球場（1面）	早朝	800 円	1,100 円 (800 円)	400 円
	薄暮	600 円	1,100 円	
テニスコート（1面）				
鶴舞公園テニスコート	早朝	800 円	1,200 円	400 円
その他の公園のテニスコート	早朝	400 円	600 円 (400 円)	200 円
	薄暮	300 円	600 円	
球技場	早朝	1,100 円	1,600 円	600 円
	薄暮	800 円	1,600 円	

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 早朝 日の出相当時刻から午前8時まで（冬期以外の時期において、善南公園を使用する場合にあっては、午前6時から午前8時まで）
 - (2) 薄暮 午後5時から日の入相当時刻まで
- 2 使用時期の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 春期 3月及び4月
 - (2) 夏期 5月から8月まで
 - (3) 秋期 9月及び10月
 - (4) 冬期 1月、2月、11月及び12月
- 3 () 内の額は、善南公園を使用する場合に適用する。

別表第 3 中

「

名城公園	駐 車 場	30分利用で	1 冊 1,800 円
白 川 公 園		きる駐車券	
鶴 舞 公 園		11枚つづり	
若 宮 大 通 公 園		又は11枚組	

」

を

「

名城公園	駐 車 場	30分利用で	1 冊 1,800 円
白 川 公 園		きる駐車券	
鶴 舞 公 園		11枚つづり	1 冊 2,000 円
若 宮 大 通 公 園		又は11枚組	1 冊 1,800 円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 2 条例別表第 2 備考第 3 号
による指定有料公園施設の使用料の表の改正規定は同年 4 月 1 日（以下「一
部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」
という。）の規定に基づく許可の申請その他指定有料公園施設を使用するた
めに必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施
行細則の規定に基づいて発行されている普通自動車回数駐車券による施行日
以後における鶴舞公園駐車場の利用については、新規則の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則等を廃止する規則をここに
公布する。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第19号

名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則等を廃止する規
則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名古屋市病院事業の設置等に関する条例施行細則（令和 3年名古屋市規則第52号）
- (2) 名古屋市立病院条例施行細則（令和 3年名古屋市規則第54号）
- (3) 名古屋市立病院財務規則（令和 3年名古屋市規則第53号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（名古屋市立病院条例施行細則の廃止に伴う経過措置）
- 2 施行日前の診療に係るこの規則による廃止前の名古屋市立病院条例施行細則の規定による利用料金及び手数料については、なお従前の例による。

(名古屋市立病院財務規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 令和 4年度に係るこの規則による廃止前の名古屋市立病院財務規則第41条の規定による決算整理及び同規則第42条の規定による決算報告書等の作成については、なお従前の例による。

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和 5年 4月12日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果と併せて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 5年 4月12日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 5年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区小川一丁目88番 2

名古屋市港区西福田二丁目1202番

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧期間

令和 5年 3月13日から同年 4月12日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 133号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年 2月 1日 3指令住開指第 109号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番 2、35番 3、35番 4、36番、37番、38番、38番地先及び字山ノ神 111番 2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県一宮市東出町 7番地の 1

株式会社エサキホーム

代表取締役 江寄豪治

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 134号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 3年10月25日 3指令住開指第64号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区乗鞍三丁目 170番、 171番、 172番、 175番、 176番、 177番、 180番、 181番、 182番、 183番、 184番 1、 185番 1及び 185番 2並びに 178番、 179番及び 196番の各一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市瑞穂区苗代町15番 1号

ブラザー不動産株式会社

代表取締役 小森諭司

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第135号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年3月7日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和5年3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和4年度名古屋市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度名古屋市公債特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和4年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和４年度名古屋市一般会計補正予算（第８号）

令和４年度名古屋市一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,626,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489,851,794千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		600,985,000	8,128,000	609,113,000
	1 市 民 税	289,916,000	6,064,000	295,980,000
	2 固 定 資 産 税	225,765,000	1,188,000	226,953,000
	4 市 た ば こ 税	16,105,000	737,000	16,842,000
3 県 税 交 付 金	6 都 市 計 画 税	49,597,000	139,000	49,736,000
		88,974,000	7,312,000	96,286,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,685,000	830,000	3,515,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,975,000	526,000	2,501,000
6 地 方 交 付 税	5 法 人 事 業 税 交 付 金	8,843,000	2,574,000	11,417,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	59,625,000	2,858,000	62,483,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,658,000	524,000	13,182,000
		9,493,668	3,457,642	12,951,310
9 国 庫 支 出 金	1 地 方 交 付 税	9,493,668	3,457,642	12,951,310
		294,249,055	5,671,761	299,920,816
10 県 支 出 金	2 補 助 金	81,585,890	5,671,761	87,257,651
		97,923,738	12,066	97,935,804
	2 補 助 金	41,121,269	12,066	41,133,335

12 寄 附 金		3, 850, 496	2, 300, 000	6, 150, 496
1 寄 附 金		3, 850, 496	2, 300, 000	6, 150, 496
13 繰 入 金		27, 500, 364	95, 698	27, 596, 062
2 基 金 繰 入 金		9, 466, 672	95, 698	9, 562, 370
15 諸 収 入		131, 802, 886	2, 492	131, 805, 378
5 受 託 事 業 収 入		1, 168, 777	2, 492	1, 171, 269
16 市 債		123, 547, 000	7, 647, 000	131, 194, 000
1 市 債		123, 547, 000	7, 647, 000	131, 194, 000
歳 入 合 計		1, 455, 225, 135	34, 626, 659	1, 489, 851, 794

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		35,699,502	15,780,884	51,480,386
	1 総 務 管 理 費	5,246,011	2,000,000	7,246,011
3 健 康 福 祉 費	2 財 務 管 理 費	17,981,712	13,780,884	31,762,596
		414,505,303	562,448	415,067,751
4 子 ども 青 少 年 費	1 社 会 福 祉 費	132,383,716	96,093	132,479,809
	2 老 人 福 祉 費	61,631,014	466,355	62,097,369
9 緑 政 土 木 費		180,014,145	1,221,792	181,235,937
	1 子 ども 青 少 年 費	180,014,145	1,221,792	181,235,937
10 住 宅 都 市 費		75,298,008	2,438,714	77,736,722
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,761,644	322,222	25,083,866
	3 街 路 費	5,813,952	116,492	5,930,444
	4 治 水 費	9,516,550	2,000,000	11,516,550
12 教 育 費		45,878,901	325,233	46,204,134
	1 都 市 計 画 費	22,628,580	325,233	22,953,813
12 教 育 費		70,815,076	14,001,600	84,816,676
	2 小 学 校 費	16,346,225	9,359,176	25,705,401
	3 中 学 校 費	13,009,688	3,515,667	16,525,355
	4 高 等 学 校 費	1,520,048	1,113,923	2,633,971
	5 幼 稚 園 費	174,866	7,434	182,300

15 諸 支 出 金	6 特 別 支 援 学 校 費		1, 301, 186	5, 400	1, 306, 586
			50, 009, 363	295, 988	50, 305, 351
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金		50, 009, 363	295, 988	50, 305, 351
歳 出	合 計		1, 455, 225, 135	34, 626, 659	1, 489, 851, 794

第2表 繰越明許費補正

款		項		事業名	金額	千円
2	総務費	6	防災危機管理費	想定し得る最大規模（L2）災害への対応に係る調査		59,950
3	健康福祉費	1	社会福祉費	障害福祉施設等におけるロボット等導入補助		4,347
		2	老人福祉費	障害者支援施設の感染防止対策整備補助		91,746
				介護施設等の非常用発電機等整備補助		466,355
4	子ども青少年費	1	子ども青少年費	民間保育所等のICT機器導入補助		355,585
				障害児通所支援事業所等送迎用車両の安全装置設置補助		302,060
				民間保育所等の見守り機器導入補助		69,120
				民間保育所等における保育環境向上事業		275,772
				民間保育所等の睡眠時事故防止機器導入補助		205,500
				地域療育センターへのICT機器の導入		1,120
				地域療育センター送迎用車両への安全装置の設置		540
				地域療育センターへの見守り機器の導入		320
				民間保育所の改築補助		273,964
6	スポーツ市民費	3	スポーツ費	瑞穂公園陸上競技場等の整備		235,071
				露橋スポーツセンターのトイレ改修		123,000
				中スポーツセンターのコージョエネレーションユニット分解整備		13,550

									志段味スポーツランドトイレ改修の設計	3,600	
8	観	光	文	化	交	流	費	市民会館改築基本計画の策定		59,950	
								名古屋城二之丸庭園の保存整備		10,262	
								名古屋城本丸御殿障壁面表具工事		5,400	
9	緑	政	土	木	管	理	費	橋りよう改築の受託工事		30,000	
								道路・橋りよの整備		2,649,222	
								街路の整備		924,492	
								河川・排水路の整備		3,135,000	
								公園の整備		932,000	
								東山総合公園の整備		361,000	
10	住	宅	都	市	計	画	費	連鎖的建物リノベーションの促進		10,000	
								名鉄名古屋本線桜駅・本星崎駅間連続立体交差事業		22,000	
								西名古屋港線の設備更新費補助		266,667	
								地下街の非常用発電機整備補助		18,566	
								名古屋駅ターミナル機能の強化		1,047,011	
								都市整備		897,968	
							高速道路公社への出資金及び建設資金貸付金		2,300,000		
11	消	防		1	消	防	費	消防車両の購入		383,213	
								消防団詰所の改築		33,058	
12	教	育		2	小	学	校	費	校舎の増築		401,496
									校舎等のリニューアル改修		5,375,078

款	項	事業名	金額	千円
2 小 学 校	費	校舎等の保全改修・設備改修	197,912	
		トイレの環境改善	2,549,036	
		指定避難所の給排水機能確保策の推進	774,000	
		ブロック塀の撤去等	285,150	
	費	受水槽の改修	178,000	
		校舎等のリニューアル改修	2,582,313	
		校舎等保全改修・設備改修の設計	18,739	
		トイレの環境改善	782,840	
		指定避難所の給排水機能確保策の推進	15,000	
		ブロック塀の撤去等	51,775	
3 中 学 校	費	受水槽の改修	65,000	
		校舎等のリニューアル改修	1,084,818	
		校舎保全改修・設備改修の設計	19,105	
		ブロック塀の撤去等	10,000	
	費	園舎リニューアル改修の設計	4,659	
		ブロック塀の撤去等	2,775	
		スクールバスへの安全装置の設置	5,400	
4 高 等 学 校	費	校舎等のリニューアル改修	1,084,818	
		校舎保全改修・設備改修の設計	19,105	
		ブロック塀の撤去等	10,000	
		園舎リニューアル改修の設計	4,659	
	費	ブロック塀の撤去等	2,775	
		スクールバスへの安全装置の設置	5,400	
5 幼 稚 園	費	校舎等のリニューアル改修	1,084,818	
		校舎保全改修・設備改修の設計	19,105	
		ブロック塀の撤去等	10,000	
		園舎リニューアル改修の設計	4,659	
	費	ブロック塀の撤去等	2,775	
		スクールバスへの安全装置の設置	5,400	
6 特 別 支 援 学 校	費	校舎等のリニューアル改修	1,084,818	
		校舎保全改修・設備改修の設計	19,105	
		ブロック塀の撤去等	10,000	
		園舎リニューアル改修の設計	4,659	
	費	ブロック塀の撤去等	2,775	
		スクールバスへの安全装置の設置	5,400	

第3表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園整備費	6,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

2 変更分

起債の目的	補			正		前			補			正		後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方	償還の法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方	償還の法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	19,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	償還の方	償還の法	49,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	49,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公共土木事業費	27,102,000	同上	同上	同上	同上	同上	28,310,000	同上	同上	同上	同上	同上	28,310,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備費	6,714,000	同上	同上	同上	同上	同上	15,051,000	同上	同上	同上	同上	同上	15,051,000	同上	同上	同上
高等学校整備費	110,000	同上	同上	同上	同上	同上	806,000	同上	同上	同上	同上	同上	806,000	同上	同上	同上

起債の目的	補			正		前			補			正		後	
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率
都市高速鉄道 事業補助金	285,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	551,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	551,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	551,000	補正前に同じ	補正前に同じ
臨時財政対策債	14,000,000	同上	同上	同上	11,104,000	同上	同上	同上	11,104,000	同上	同上	同上	11,104,000	同上	同上

令和4年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,539,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,805,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険収入		178,379,480	3,944,800	182,324,280
	4 県 支 出 金	135,314,930	3,944,800	139,259,730
3 繰 越 金		1	594,367	594,368
	1 繰 越 金	1	594,367	594,368
歳 入	合 計	201,266,061	4,539,167	205,805,228

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険費		201,246,061	4,539,167	205,785,228
	1 事 業 費	201,246,061	4,539,167	205,785,228
歳 出	合 計	201,266,061	4,539,167	205,805,228

令和４年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第１号）

令和４年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額	千円
天守閣木造復元の実施設計		令和5年度から暫定的に令和6年度まで				537,917	
天守閣木造復元の木工事		令和5年度から暫定的に令和6年度まで				5,553,159	

令和４年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第２号）

令和４年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,647,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ456,444,417千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		213,776,000	7,647,000	221,423,000
	1 公 債	213,776,000	7,647,000	221,423,000
歳 入	合 計	448,797,417	7,647,000	456,444,417

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		166,326,000	7,647,000	173,973,000
	1 起 債 額 繰 出	166,326,000	7,647,000	173,973,000
歳 出	合 計	448,797,417	7,647,000	456,444,417

令和4年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度名古屋市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出	千円	千円	千円
第1款 病院事業費	2,046,215	174,000	2,220,215
第1項 医療費用	2,022,245	174,000	2,196,245
（資本的収入及び支出）			

第3条 予算第4条本文括弧書中「114,024千円」を「95,024千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	198,907	△ 19,000	179,907
第1項 建設改良費	56,000	△ 19,000	37,000

令和４年度名古屋下水道事業会計補正予算（第２号）

（総 則）

第１条 令和４年度名古屋下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和４年度名古屋下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第１款 下水道事業収益	78,181,817	273,551	78,455,368
第１項 営業収益	70,570,766	295,988	70,866,754
第２項 営業外収益	7,606,051	△ 22,437	7,583,614

（他会計からの負担金）

第３条 予算第８条中「30,992,056千円」を「31,267,056千円」に、「105,892千円」を「126,880千円」に改める。

名古屋市告示第 136号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年 3月15日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

米野公園	中村区黄金通 2丁目、 3丁目、 権現通 3丁目、大正町 4丁目、 5丁目	図面中村62の 区域	令和元年 5 月 1日
------	---	---------------	----------------

」

を

「

米野公園	中村区黄金通 2丁目、 3丁目、 権現通 3丁目、大正町 4丁目、 5丁目	図面中村62の 2の区域	令和元年 5 月 1日
------	---	-----------------	----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 137 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧期間

令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 138号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市天白区塩釜ロー丁目 505番の一部及び 507番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 139 号

名古屋市臨海部防災区域建築条例第 6 条の規定に基づく市長が指定する区域について

名古屋市臨海部防災区域建築条例（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）第 6 条の規定により、市長が指定する区域を次のとおり定めます。平成 19 年名古屋市告示第 361 号（名古屋市臨海部防災区域建築条例第 6 条の規定に基づく市長が指定する区域）の一部を廃止します。

令和 5 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

港区の区域の一部

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を住宅都市局建築指導部建築指導課に備え置いて、一般の縦覧に供します。）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 140 号

名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則第 2 条第 1 号に規定する
港区のうち市長が定める区域

名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則（平成 2 年名古屋市規則第 131 号。
以下「施行細則」という。）第 2 条第 1 号に規定する港区のうち市長が定める
区域を次のとおり追加します。

令和 5 年 3 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

属する臨海部防災区域の種別	施行細則第 2 条第 1 号に規定する市長 が定める区域
第 1 種区域	別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を住宅都市局建築指導部建築指導課に備え置
いて、一般の縦覧に供します。）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 141号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

ガーデンプラザ（荒子川公園）

2 変更内容

令和 5年 3月27日（月）及び同年 4月 3日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 142号

道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年名古屋市告示第 226号）の一部を改正しましたので告示します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年 6月 8日制定）の一部を次のように改正する。

第24条第 2号中「市民経済局長」を「スポーツ市民局長」に改める。

第36条第 5号中「 3.5メートル以上であること。ただし、公益上やむを得ないと認められる場合は、 2.5メートル以上とすることができる」を「 3.5メートル（公益上やむを得ないと認められる場合は、 1.5メートル）を超えていること」に改める。

第55条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号及び同条第 2項第 1号中「消防長」を「消防局長」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第55条の改正規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に許可を受けて設置されている地下通路（以下「既設地下通路」という。）で、改正後の第36条第 5号の規定に適合しないものについては、この要綱の施行後最初に既設地下通路について改築又は大規模な修繕をするまでの間は、当該規定を適用しない。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 143号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業施行者長久手市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業施行地区内の愛知県長久手市神門前84番地 1にある掲示板に掲示されています。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
小村 裕廣	名古屋市東区横代官町17番地	愛知県長久手市堂脇 488番10
小村 雅代	名古屋市東区横代官町17番地	愛知県長久手市堂脇 488番10

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 144号

名古屋都市計画区域区分の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画区域区分を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 145号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 146号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 147号

名古屋都市計画特定街区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特定街区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特定街区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市千種区覚王山通 8丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 148号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 149号

名古屋都市計画臨港地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画臨港地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 150号

名古屋都市計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画緑化地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑化地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 151号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・5・17号 運河東線	名古屋市中川区 広川町 1丁目	名古屋市港区 熱田前新田 字中川東	名古屋市中川区 福川町 5丁目
3・5・18号 日置中野新町線	名古屋市中村区 平池町 4丁目	名古屋市中川区 十一番町 1丁目	名古屋市中川区 八熊通 5丁目
3・5・143号 小栗橋線	名古屋市中川区 月島町	名古屋市中川区 横堀町 1丁目	—
3・4・214号 露橋線	名古屋市中川区 露橋一丁目	名古屋市中川区 東出町 2丁目	—

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 152号

名古屋市中村スポーツセンター及び中スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市中村スポーツセンターの第 1競技場及び会議室並びに名古屋市中スポーツセンターの第 1競技場及び第 2競技場を令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで、臨時休館します。

令和 5年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市教育委員会告示第 4 号

名古屋市博物館の臨時休館について

名古屋市博物館の改修工事のため、名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市博物館を令和 5 年10月 1 日から本館が開館するまで臨時休館します。

令和 5 年 3 月15日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市博物館総務課

名古屋市教育委員会告示第5号

教育委員会定例会の開催について

令和5年3月24日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年3月17日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について

名古屋市図書館処務規則及び名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則案について

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

令和 5 年度名古屋市立幼稚園満 3 歳児園児募集要項について

第 4 次名古屋市子ども読書活動推進計画の策定について

名古屋市科学館B6型蒸気機関車及び旧型客車等の展示に係る基本計画の策定
について

退職手当支給制限処分に関する審査請求について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市いじめ対策検討会議委員委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市農業委員会告示第 1号

農業委員会会長を代理する者について

名古屋市農業委員会の会長を代理する者を次のとおり定めたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

令和 5年 3月14日

名古屋市農業委員会

1 会長を代理する者の氏名

布目 巳佐子

2 会長を代理する期間

令和 5年 3月14日から農業委員会会長が選出される日まで

農業委員会事務局農政課

名古屋市消防局告示第 4号

名古屋市消防局告示の一部改正について

昭和25年名古屋市消防局告示第 3号（名古屋市消防公告式規程）、昭和61年名古屋市消防局告示第 2号（火災予防条例第71条の 2第 1項に規定するとう道等の指定について）及び平成 9年名古屋市消防局告示第 6号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第 2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第56条第 2項に規定する意見書の交付の申請手続）の一部を次のように改正し、令和 5年 4月 1日から施行する。

令和 5年 3月15日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

- 1 昭和25年名古屋市消防局告示第 3号の一部を次のように改正する。

第 1条中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 2条中「消防長名」を「消防局長名」に改める。

- 2 昭和61年名古屋市消防局告示第 2号の一部を次のように改正する。

第 3項中「消防長」を「消防局長」に改める。

- 3 平成 9年名古屋市消防局告示第 6号の一部を次のように改正する。

第 1項中「、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防署長を経由して消防長」を「消防局長」に改める。

様式中「

※交付年月日	年 月 日
※交 付 番 号	

を削り、

」

「（あて先）名古屋市消防長」を「（宛先）名古屋市消防局長」に改め、同様式注第 2項を削り、同様式注第 1項の項番号を削る。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第4条の見出し中「部」を「局」に改め、同条第1項中「部に」を「局に局総括安全衛生管理者を、部に」に改め、「法第11条に定める」及び「法第12条に定める」を削り、同条第3項中「部総括安全衛生管理者」を「局総括安全衛生管理者は次長の職にある者を、部総括安全衛生管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

（局総括安全衛生管理者等の職務）

第5条 局総括安全衛生管理者は、部総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者を指揮監督し、局における法その他の関係法令及びこの規程に基づく安全衛生に関する事項を統括管理する。

2 総務部安全衛生課長（以下「安全衛生課長」という。）は局総括安全衛生管理者の業務を補佐し、局の安全及び衛生に関する総合的指導を行い、部総括安全衛生管理者は部における安全及び衛生に関する指導及び調整を行う。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（衛生管理医師及び職場産業医）」を付し、同条第1項中「職場産業医」の次に「（以下「産業医等」という。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項に定める衛生管理医師及び職場産業医」を「産業医等」に改め、同項第1号中「健康診断及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

ア 健康診断及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

イ 法第66条の8第1項に定める面接指導及び法第66条の9に定める必要

な措置並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

ウ 法第66条の10第1項に定める心理的な負担の程度を把握するための検査並びに同条第3項に定める面接指導及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

エ 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

オ 衛生教育に関すること。

カ その他医学的専門的立場から職員の健康管理及び健康保持増進に必要な事項

第7条第2項第2号キ中「衛生」を「職場の」に改め、同号に次のように加える。

ク 安全衛生委員会に出席し、安全衛生に関する事項を調査審議すること。

第7条第3項中「衛生管理医師及び職場産業医」を「産業医等」に、「前項各号に掲げる事項について」を「職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、」に改め、「局長」の次に「に対して職員の健康管理等について勧告を行うほか、前項各号に掲げる事項について局総括安全衛生管理者又は部総括安全衛生管理者」を、「勧告し、」の次に「又は」を加え、「指導又は助言」を「指導及び助言」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 衛生管理医師と職場産業医は、これを兼ねることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 産業医等は、法第13条第2項に規定する要件を満たす者のうちから局長が委嘱状を交付することにより、委嘱する。

2 産業医等の勤務時間及びその割振りについては、1日当たり6時間を超えない範囲内で、別に定める。

3 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）第10条の規定は、産業医等の休日について準用する。

4 産業医等の報酬は、次表の左欄に掲げる職の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額に、勤務日1日当たりの勤務時間数（1時間に満たない端

数があるときは、1時間に切り上げる。)を乗じて得た額とする。

職の区分	報酬の額
衛生管理医師	21,400円
職場産業医	21,400円

- 5 産業医等が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。この場合において、支給する旅費の額は、産業医等の職務の級が7級に相当するものとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定する。
- 6 前2項の規定に基づく報酬及び費用弁償は、産業医等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
- 7 産業医等の報酬の支払いの対象となる期間（以下「報酬期間」という。）は、職務を行った日又は職務を行った日の属する月の初日から末日までとし、当該報酬期間につき報酬を支給する。
- 8 産業医等の報酬の支給日は、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）第6条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「給与期間の給料」とあるのは「報酬期間の報酬」と、「給与期間内」とあるのは「報酬期間の翌月」と、同条第2項及び第3項中「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
- 9 産業医等の公務上の災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。
- 10 局長は、産業医等が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。
 - (1) 辞職を申し出たとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。
 - (3) その他局長が認めたとき。

第8条第2項中「前条に規定する衛生管理医師及び職場産業医」を「産業医等」に改める。

第16条第7項、第19条第1項及び第21条第1項中「総務部安全衛生課」を「経営本部総務部安全衛生課」に改める。

第40条中「安全衛生課長」を「局総括安全衛生管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局安全衛生管理規程に基づく衛生管理医師及び職場産業医の委嘱に関し必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

目次中 「第2章 総務部（第6条—第11条）を「第2章 経営本部
第3章 経営本部（第12条—第20条の2）」
（第6条—第20条の2）に、「第4章」を「第3章」に改める。

	「 総務部		「経営本部	
	総務課		総務部	
	防災危機管理室		総務課	
	労務課		防災危機管理室	
第1条第1項中	安全衛生課	を	労務課	に、「設
	調査課		安全衛生課	設
	契約監理課		調査課	
	人材育成推進室		契約監理課	
	経営本部	」	人材育成推進室」	
計第一課	「配水設計課			
	を	に改める。		
計第二課」	下水設計課」			

第2条第3項中「局又は」を削る。

「第2章 総務部」を「第2章 経営本部」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「総務部」を「経営本部総務部」に改め、同条庶務係の項第7号中「部内」を「本部内及び部内」に改め、同項第10号中「他部課公所係及び部内他課公所係」を「他本部及び本部内他部課公所係」に改める。

第6条の2から第11条までの規定（これらの規定の見出しを含む。）中「総

務部」を「経営本部総務部」に改める。

「第3章 経営本部」を削る。

第12条経営企画係の項第1号中「本部内及び」を削り、同項第15号中「本部内他部課公所係」を「部内他課公所係」に改める。

第14条下水道経理係の項第6号中「管理」を「開発」に改める。

第4章を第3章とする。

第21条計画第一係の項中「計画第一係」を「基本計画係」に改め、同条計画第二係の項中「計画第二係」を「事業計画係」に改め、同条計画第三係の項中「計画第三係」を「事業調整係」に改める。

第25条設計第一係の項中「設計第一係」を「水道土木設計係」に改め、同条設計第二係の項中「設計第二係」を「下水幹線設計係」に改め、同条設計第三係の項中「設計第三係」を「下水土木設計係」に改める。

第27条工事第一係の項から工事第三係の項までを次のように改める。

水道工事係

- (1) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の施行に関すること。ただし、第32条第2項配水工事係の部分第2号に規定するものを除く。

下水北部工事係

- (1) 千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、中川区、守山区及び名東区における下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関すること。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあつては、大規模工事に係るものに限る。

下水南部工事係

- (1) 昭和区、瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区及び天白区における下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関すること。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあつては、大規模工事に係るものに限る。

第28条事務係の項第6号中「設計第一課」を「配水設計課」に、「設計第二課」を「下水設計課」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「設計第一課」を「配水設計課」に改め、同条設計第一係の項から設計第三係の項までを次のように改める。

東部南部設計係

- (1) 千種区、東区、中区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区及び天白

区（以下この項において「所管区域」という。）において施行する配水管及び配水施設の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関すること。

(2) 所管区域における送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関すること。

(3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関すること。

(4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関すること。

(5) 課内他係の主管に属しないこと。

北部西部設計係

(1) 北区、西区、中村区、熱田区、中川区、港区及び南区並びに本市水道の本市の区域外における給水区域（以下この項において「所管区域」という。）において施行する配水管及び配水施設の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関すること。

(2) 所管区域における送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関すること。

(3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関すること。

(4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関すること。

受託設計係

(1) 配水管受託工事の設計に関すること。ただし、第19条審査係の項第4号に規定するものを除く。

(2) 都市計画事業に伴う配水管工事の設計に関すること。

(3) 単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関すること。

(4) 設計業務の効率化推進における企画調整に関すること。

(5) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関すること。

第31条（見出しを含む。）中「設計第二課」を「下水設計課」に改め、同条設計第一係の項中「設計第一係」を「北部南部設計係」に改め、同条設計第二係の項中「設計第二係」を「西部設計係」に改め、同条設計第三係の項中「設

計第三係」を「東部設計係」に改める。

第36条整備計画係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 浄水場及び水処理センター等の新設、増設、改造及び維持工事の施工管理に係る手引き、研修等に関すること。

第40条第2項処理第一係・処理第二係の部分中

「処理第一係
処理第二係」を

「名城処理
守山処理
柴田処理
鳴海処理
植田処理
打出処理
岩塚処理
宝神処理
山崎処理

係
係
係
係
係に改め、同条第3項を削る。
係
係
係
係」

別表第1に次のように加える。

西部営業センター	熱田区 中川区 港区 南区
----------	---------------

別表第1の2中川営業所の項及び港営業所の項を削る。

別表第5中

北部名城水処理事務所	処理第一係
	処理第二係

東部柴田水処理事務所	処理第一係	を
	処理第二係	
	処理第三係	
西部打出水処理事務所	処理第一係	
	処理第二係	
南部宝神水処理事務所	処理第一係	
	処理第二係	

」

「

北部水処理事務所	名城処理係	に改める。
	守山処理係	
東部水処理事務所	柴田処理係	
	鳴海処理係	
	植田処理係	
西部水処理事務所	打出処理係	
	岩塚処理係	
南部水処理事務所	宝神処理係	
	山崎処理係	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる課、室又は公所に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の課、室又は公所に対応する同表右欄の課、室又は公所に勤務を命ぜられたものとみなす。

総務部総務課	経営本部総務部総務課
--------	------------

総務部防災危機管理室	経営本部総務部防災危機管理室
総務部労務課	経営本部総務部労務課
総務部安全衛生課	経営本部総務部安全衛生課
総務部調査課	経営本部総務部調査課
総務部契約監理課	経営本部総務部契約監理課
総務部人材育成推進室	経営本部総務部人材育成推進室
経営本部営業部中川営業所	経営本部営業部西部営業センター
経営本部営業部港営業所	
技術本部管路部設計第一課	技術本部管路部配水設計課
技術本部管路部設計第二課	技術本部管路部下水設計課
技術本部施設部北部名城水処理事務所	技術本部施設部北部水処理事務所
技術本部施設部東部柴田水処理事務所	技術本部施設部東部水処理事務所
技術本部施設部西部打出水処理事務所	技術本部施設部西部水処理事務所
技術本部施設部南部宝神水処理事務所	技術本部施設部南部水処理事務所

(名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正)

3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 技術本部建設部建設工事事務所水道工事係

第2条第1項第8号を次のように改める。

(8) 技術本部施設部水処理事務所名城処理係、守山処理係、柴田処理係、鳴海処理係、植田処理係、打出処理係、岩塚処理係及び宝神処理係

第2条第2項中「総務部人材育成推進室育成総括係」を「経営本部総務部人材育成推進室育成総括係」に、「技術本部施設部南部宝神水処理事務所処理第二係」を「技術本部施設部南部水処理事務所山崎処理係」に改める。

附則第2項中「経営本部営業部東部営業センター地域サービス係」を「経

営本部営業部給排水設備課量水器係」に改め、「、経営本部営業部給排水設備課量水器係には工務長を3名」を削る。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第2条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、職員への技能指導を主たる職務とする工務長を第2条及び前項に定める数を超えて置くことができるものとする。

(名古屋市上下水道局公印規程の一部改正)

- 4 名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

部長 印	やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 総 務 部 長	一般公 文書用	総務課長	
	やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 長	一般公 文書用	部の庶務 担当課長 (総務課 長を除 く。)	
課 (室) (公 所) 長印	やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 総 務 部 (何) 課 (室) 長	一般公 文書用	総務部に 属する課 の長	

やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 (何) 課 (室) (公所) 長	一般公 文書用	課又は公 所の長（ 総務部に 属する課 の長を除 く。）	
---------------	---------	--	------------	---	--

」

を

「

部長 印	やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 長	一般公 文書用	部の庶務 担当課長	
課（ 室） （公 所） 長印	やま と古 字	方 21	名 古 屋 市 上 下 水 道 局 (何) 本 部 (何) 部 (何) 課 (室) (公所) 長	一般公 文書用	課又は公 所の長	

」

に改め、同表副公所長印の項形式の欄を次のように改める。

名 古 屋 市
上 下 水 道 局
(何) 本 部
(何) 部
(何) 副 公 所 長

（名古屋市上下水道局内部監査規程の一部改正）

- 5 名古屋市上下水道局内部監査規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「総務部調査課」を「経営本部総務部調査課」に改める。

（名古屋市上下水道局職員証規程の一部改正）

- 6 名古屋市上下水道局職員証規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1裏中「総務部総務課」を「経営本部総務部総務課」に改める。

（名古屋市上下水道局職員証規程の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この規程の施行の際、現に前項の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員証規程の規定に基づいて交付されている職員証は、前項の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員証規程の規定に基づいて交付されたものとみなす。

（名古屋市上下水道局職員表彰規程の一部改正）

- 8 名古屋市上下水道局職員表彰規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「総務部総務課」を「経営本部総務部総務課」に改める。

（名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正）

- 9 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中

「

東部営業センター名東分室

を

」

「

東部営業センター名東分室

西部営業センター

西部営業センター港分室

に、

」

「

瑞穂営業所

」

中川営業所
港営業所

を

」

「

瑞穂営業所

に改め、同表下水道事業電気主

」

任技術者の部施設部の款北部名城水処理事務所の項中「北部名城水処理事務所」を「北部水処理事務所」に改め、同款東部柴田水処理事務所の項中「東部柴田水処理事務所」を「東部水処理事務所」に改め、同款西部打出水処理事務所の項中「西部打出水処理事務所」を「西部水処理事務所」に改め、同款南部宝神水処理事務所の項中「南部宝神水処理事務所」を「南部水処理事務所」に改める。

別表第2 移動用発電設備電気主任技術者の部施設部の款南部宝神水処理事務所の項中「南部宝神水処理事務所」を「南部水処理事務所」に改める。

(名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

- 10 名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中

「

括弧書きは、総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）、技術本部建設部工務課（設計第三係に限る。）、同部施設課（以下「施設課」という。）、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

「

括弧書きは、経営本部総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）、技術本部建設部工務課（下水土木設計係に限る。）、同部施設課（以下「施設課」という。）、技術本部施設部施設整備課（以下「施設整備課」という。）又は水処理事務所に勤務する者に適用する。

を

に、

「 総務部契約監理課、技術管理課、技術開発室、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。）に限る。 」	を 経営本部総務部契約監理課、技術管理課、技術開発室、施設課又は技術本部施設部の課若しくは公所に勤務する者（現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。）に限る。 」	に、
「 括弧書きは、総務部調査課（以下「調査課」という。）に勤務する者に適用する。 」	を 括弧書きは、経営本部総務部調査課（以下「調査課」という。）に勤務する者に適用する。 」	に改め

る。

（名古屋市上下水道局会計規程の一部改正）

- 11 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第10条第2項中「総務部、」を削る。

（名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程の一部改正）

- 12 名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「技術本部管路部設計第一課」を「技術本部管路部配水設計課」に改める。

（名古屋市上下水道局災害用機材倉庫及び応急給水センターに関する規程の一部改正）

- 13 名古屋市上下水道局災害用機材倉庫及び応急給水センターに関する規程（

平成12年名古屋市上下水道局管理規程第62号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務部防災危機管理室」を「経営本部総務部防災危機管理室」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・服務関係の表課公所長の欄第4号中「及び特殊夜間勤務命令」を「、特殊夜間勤務命令及び交替制勤務命令」に改め、同表第6号中「、半日勤務時間の割振り変更及び休憩時間の変更」を削り、同表に次のように加える。

7	次長及び局に置く参事の勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	本部長等の勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	課長等の勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	所属員の勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。
---	---	---	--	--

第2条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部を次のように改正する。

別表第1人事・服務関係の表次長の欄第1号の2中「及び局に置く参事」を削り、同表本部長の欄第1号の2中「、本部に置く参事及び所属の部長」を「並びに所属の部長及び参事」に改め、同表次長の欄第2号中「及び局に置く参事」を削り、同表本部長の欄第2号中「総務部安全衛生課」を「経営本部総務部安全衛生課」に、「総務部人材育成推進室」を「経営本部総務部人材育成推進室」に、「企画経理部情報企画推進課」を「経営本部企画経理

部情報企画推進課」に改め、同表次長の欄第3号及び第4号から第7号までの規定中「及び局に置く参事」を削り、同表備考を削る。

別表第1 財務関係の表備考を削る。

別表第1 事業執行関係の表備考を削る。

別表第3 主管課の欄第2号中「総務部契約監理課」を「経営本部総務部契約監理課」に改め、同表主管課の欄第6号中「計画部技術管理課」を「技術本部計画部技術管理課」に改める。

別表第4 財務関係の表主管課公所長の欄第30号中「、管路センター長」を削る。

別表第4 事業執行関係の表主管部長の欄第4号の2中「介護休暇」を「育児休業、介護休暇」に改め、同表第10号の3及び第10号の3の2中「消去・利用停止」を「利用停止」に改め、同表主管部長の欄第17号の2中「営業部営業課及び営業部料金課」を「経営本部営業部営業課及び経営本部営業部料金課」に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は発布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンPRO新守山店

名古屋市守山区新守山2906番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
コーナン商事(株)	代表取締役 疋田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁 401番地 1

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
コーナン商事(株)	代表取締役 疋田 直太郎	堺市西区鳳東町四丁 401番地 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5年11月 4日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,150平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

44台

(2) 駐輪場の収容台数

17台

(3) 荷さばき施設の面積

32.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

7.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事(株)	午前 6時30分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
敷地内平面駐車場	午前 6時00分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物南東側荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 5年 3月 3日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナ

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月16日から同年 7月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー中小田井店

名古屋市西区中小田井四丁目 380番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5年10月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,558平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

296台

(2) 駐輪場の収容台数

160台

(3) 荷さばき施設の面積

340.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

75.8立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時45分
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
屋上駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
店舗西側 A 荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで
店舗西側 B 荷さばき施設	
店舗東側 C 荷さばき施設	午前 6時00分から午前 7時00分まで

7 届出の日

令和 5年 2月24日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月16日から同年 7月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月18日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 3月16日

名古屋市農業委員会会長職務代理者 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 3月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第23号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第24号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第25号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第26号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可取消願について

第27号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第28号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第29号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第30号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第31号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第32号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第33号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5 年 3 月 16 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 3 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
総務局課長級	停職 1 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号から第 3 号まで
住宅都市局技師	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号